平成２２年（フ）第２２６号
広島県福山市大門町１丁目32番５号
債務者　村上ミツヱ
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２２８号
広島県福山市南手城町２丁目３番23号、旧住所広島県福山市南手城町４丁目12番３号
債務者　松久　壽則
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２４２号
広島県福山市西新涯町２丁目５番33―２号、旧住所広島県福山市西新涯町２丁目16番37―４号
債務者　佐々木文子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第４７３号
千葉県松戸市六実６丁目32番地の21　宇賀ハイツ103号
債務者　菊池　春夫
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５５２号
千葉県松戸市幸谷589番地七福荘２号
債務者　種田　栄治
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５８３号
千葉県流山市東初石２丁目189番地の１　302
債務者　渡邉　秀信
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５８４号
千葉県流山市東初石２丁目189番地の１　302
債務者　渡邉万里亜
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５８９号
千葉県野田市中里551番地の４
債務者　西野左右平
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５９０号
千葉県野田市中里551番地の４
債務者　西野　洋子
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５９４号
千葉県流山市向小金２丁目200番地の１テラスエクセル108
債務者　白土　正彰
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６００号
千葉県鎌ケ谷市北中沢３丁目１番16号　ダルーチャ北初富105号
債務者　寺内　　彩
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６０３号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷９丁目11番10号
債務者　吉村　美慧
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６１０号
千葉県柏市南増尾５丁目26番31号
債務者　石原　政志
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８９２号
北九州市八幡西区御開１丁目12番１号
債務者　森　　松良
1　決定年月日時　平成22年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８９３号
北九州市八幡西区御開１丁目12番１号
債務者　森　ツルヱ
1　決定年月日時　平成22年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２０７号
広島県福山市野上町１丁目４番17号、旧住所広島県福山市清水ケ丘20番12号
債務者　平川　実穂
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２１３号
広島県福山市千田町大字藪路1148番地　清水アパート３Ｆ、旧住所岡山市今在家304番地高島住宅６―403
債務者　笠井　文枝（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係